

環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金事務取扱要領

令和2年12月18日改正

環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金に係る事務の取扱いについては、環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金利子補給要綱に定めるもののほかこの要領によるものとする。

第1 借受資格者

環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金（以下「環境創造・安心ブランド資金」という。）を借り入れることができる者は、次に掲げるものとする。

- 1 農漁業に従事し、又は従事しようとする者
- 2 農漁業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体

第2 融資機関

環境創造・安心ブランド資金の融資機関は、次に掲げるものであって、県と利子補給契約を締結しているものとする。

- 1 農業協同組合法第10条第1項第2号（資金の貸付け）の事業を行う農業協同組合（総合農協に限る。以下「農協」という。）
- 2 兵庫県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）
1件当たりの貸付額が500万円を超えるものに限って農協を転貸融資機関とすることができる。
- 3 兵庫県信用漁業協同組合連合会（以下「県信漁連」という。）
- 4 農林中央金庫
- 5 銀行
- 6 株式会社商工組合中央金庫
- 7 信用金庫及び信用金庫連合会
- 8 信用協同組合及び信用協同組合連合会

第3 資金の種類

環境創造・安心ブランド資金の種類は、次のとおりとする。

- 1 生産段階、加工段階、流通段階、廃棄・リサイクル段階の各段階において、安全管理上必要とする機器、資材その他の費用に充てるのに必要と認められる資金（「ひょうご安心ブランド農産物生産マニュアル」に即した生産を行うための設備、機器等を含む。）
・貸付対象例
 - (1) 生産段階 … 減農薬・減化学肥料栽培関連施設、温度管理（空調）施設、土づくりのための費用等（紙マルチ田植機、局所施肥機、防除用ネット、黄色蛍光灯を用いた防除システム、たい肥舎等）
 - (2) 加工段階 … 手洗い・消毒設備、温度管理装置、保冷施設、遮光施設、残留農薬簡易分析器等
 - (3) 流通段階 … トレーサビリティシステム関連費用等
 - (4) 廃棄・リサイクル段階 … 農薬廃棄物処理に必要な費用等
- 2 「ひょうご安心ブランド」の認定を受けた生産集団又はそれを構成する者（ひょうご安心ブランド農産物生産計画書の生産者台帳に掲げられた者に限る。）が生産する農産物の生産・消費の拡大を図る費用に充てるのに必要な資金

第4 利子補給承認条件

- 1 利子補給の対象となる事業費は、当該事業の実施に要する現金支出額とする。
- 2 旧債務の借換えについては利子補給の対象としない。
- 3 この資金の利子補給承認前に着工している事業については、利子補給の対象としない。
- 4 前項の規定にかかわらず、借入申込書提出後において利子補給承認日前に着工しなければならない特別の事由があるときは、利子補給の対象とすることがある。ただし、この場合においても利子補給承認日前に支払った事業費については、県が特に必要と認めるものを除き対象事業費としない。
- 5 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるためこの資金を融通することは差し支えない。この場合において、第5の2の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

第5 貸付限度額

- 1 環境創造・安心ブランド資金の1借受資格者に係る貸付残高の合計額は、2,000万円以内とする。
- 2 1事業当たりの貸付けの最高限度額（融資率）は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から、当該事業費の100分の80以内とする。
- 3 補助残事業部分についてこの資金を融通する場合の貸付けの最高限度額（融資率）は、次の各号に掲げる式によって得られる額のいずれか低い額とする。
 - (1) $(\text{事業費} - \text{補助金}) \times 0.8$
 - (2) $\text{事業費} \times 0.9 - \text{補助金}$

第6 償還期限及び据置期間

環境創造・安心ブランド資金の償還期限は10年以内（うち据置期間は2年以内）とする。

第7 償還方法

- 1 償還方法については、元金均等年賦償還とする。
- 2 金銭消費貸借契約上の約定償還期日は、6月20日又は12月20日とする。

第8 担保、保証の取扱い

- 1 融資機関は、農業に従事し、又は従事しようとする者及び農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体に対する環境創造・安心ブランド資金の貸付けに当たっては、兵庫県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）を積極的に活用し、融通の円滑化を図るものとする。
- 2 基金協会は、公共の見地から真に信用補完の機能を発揮するよう配意し、保証に当たっては、特に必要と認める場合に限り、担保、保証人を徴するものとする。
- 3 融資機関又は基金協会が担保を徴求する場合にあっても、原則として融資対象物件を担保として徴求し、借受者に過重な負担をかけることのないように留意するものとする。

第9 環境創造・安心ブランド資金の借入申込

- 1 借入希望者は、借入申込書（別記第1号）及び環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金事業計画書（別記第2号又は第3号）を次表により必要部数を作成し、これに次の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

借入者	区分	提出先	提出部数	基金協会の債務保証に付する場合
○ 農業に従事し、又は従事しようとする者 ○ 農業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体	融資機関		3部(正1部 写2部)	4部(正2部 写2部)
			県信連融資のときは 4部(正2部 写2部)	5部(正3部 写2部)
○ 漁業に従事し、又は従事しようとする者 ○ 漁業に従事し、又は従事しようとする者が組織する団体	県信漁連		3部(正1部 写2部)	—

- (1) 第3の1の借入れの場合は、安全管理の推進にかかる申出書（別記第4号）、第3の2の借入れの場合は、ひょうご安心ブランド認定書の写し
- (2) 農業又は漁業経営の現況が確認できる書類
- (3) 法人の場合は、定款又は規約、業務報告書、理事会等の議事録及び事業計画書、構成員の状況書
なお、任意団体の場合についても上記に準じて取扱うものとする。
- (4) 必要に応じ施設等の利用計画書
- (5) 加工施設等において、公害関係法令に基づく手続が必要な場合は、関係機関に提出した書類の写し
- (6) 農作業の受託の場合は、農作業受託書
- (7) 請負業者若しくは購入先の見積書又は設計書（いずれも積算明細書を添付したもの）及び図面（位置図、平面図、立面図等）
- (8) 農業機械について、型式検査対象機種又は安全鑑定対象機種を導入する場合は、型式検査合格番号又は安全鑑定合格番号を確認できる書類（見積書に見積者が記入したものでよい。）
- (9) 特別の事由により、借入申込書提出後において利子補給承認前に着工しようとする場合は、利子補給承認日前着工届
- (10) 上記のほか、必要と認めた場合は、追加資料の提出を求めることがある。

第10 利子補給承認申請及び承認

- 1 融資機関は、受理した借入申込書の内容を審査のうえ、資金の貸付けを行うことが適当と認めたものについて、利子補給承認申請書（電算様式第1号、農業近代化資金等の電算用様式と共通のもの（以下同じ。））を3部作成し、これに借入申込書（写し）を添付して、農林振興事務所又は農林水産振興事務所（以下「農林振興事務所等」という。）に毎月の月末までに提出するものとする。
なお、基金協会の債務保証を必要とするときは、債務保証委託申込書を基金協会へ同時に提出するものとする。
- 2 融資機関は、利子補給承認申請書の提出に当たっては、毎月1回を原則とすること。ただし、借入申込者の事業実施との関連において適期に行う必要がある場合は、この限りではない。
- 3 農林振興事務所等の長は、受理した利子補給承認申請の内容を審査の上、利子補給の諾否の決定を行い、利子補給を行うことが適当と認めたものについては、利子補給承認書を融資機関に交付するとともに、基金協会に通知するものとする。

- 4 農林振興事務所等は、利子補給の諾否の決定に当たって、必要に応じ経営状況、営農技術及び予想される事業効果等について現地調査を行うものとする。

第11 貸付実行

- 1 融資機関は、農林振興事務所等からの利子補給承認書を受領したときは、速やかに借入申込者に通知するとともに、次の各号に掲げるところにより貸付を実行するものとする。
 - (1) 資金の貸付けは、実行後長期にわたり貯金等に留保されることのないよう事業実施との関連において最も適期に行うこと。
 - (2) 貸付実行日は、原則として毎月の10日又は25日とすること。（転貸分についても同じ。特別の事由のあるときは翌営業日）
 - (3) 貸付けの起算日処理及び貸付留保勘定処理は、原則として行わないこと。
 - (4) 貸付金は、全額貯金（できる限り別段貯金）振替とすること。
- 2 融資機関は、貸付を実行したときは、貸付実行報告書（電算様式第3号）を作成し、1月分を取りまとめ、当該実行月の翌月の5日までに農林振興事務所等に2部提出するものとする。
- 3 農林振興事務所等は、提出された貸付実行報告書のうち1部を農林経済課に送付するものとする。

第12 事業の実施及び貸付金の払出し

- 1 借受者は、利子補給承認後速やかに利子補給対象事業に着工するものとし、資金の借受け後5ヶ月（施設関係は9ヶ月）以内に完了するものとする。ただし、施設関係に限り、完了までに長期間を要するものであって、利子補給承認申請時においてその旨の申し出をしたものについては、当該申し出をした期間内とする。
- 2 借受者は、前項に規定する期間を経過しても事業が完了しない場合は、遅延理由書を融資機関を経由して農林振興事務所等に提出するものとする。
- 3 農林振興事務所等は、借受者が資金の借受け後3ヶ月を経過しても事業に着工しないときは、原則として利子補給を行わないものとする。
- 4 融資機関は、貸付金の払出しに当たっては、請求書又は事業の出来高証明書等によって事業の実施状況を確認のうえ、自己資金を含め振替又は小切手等利子補給対象事業に使用されたものであることが証明できる方法でこれを行うものとする。

第13 事業実施状況等の確認

- 1 融資機関は、貸付金の払出しが終了したとき又は事業完了期日が経過したときは、速やかに借受者から領収書等を提出させるとともに、事業の実施状況を実査等により確認しなければならない。
- 2 融資機関は、借受者が利子補給対象事業に係る請求書、領収書その他の証拠書類を事業完了後においても整備、保管しておくよう必要な指導を行うものとする。
- 3 融資機関は、実施状況を確認した事業について融資対象事業実施状況調査書（電算様式第16号）を作成し、これを四半期ごとに取りまとめ、各四半期末の翌月の10日までに農林振興事務所等に1部提出するものとする。
- 4 農林振興事務所等は、環境創造・安心ブランド資金の適正な運営を期するため、借受者及び融資機関に対し事業の実施状況及び貸付金の払出状況等の確認調査を行うものとする。

第14 事業実施状況等の調査の結果に基づく措置

- 1 融資機関は、事業実施状況調査の結果に基づき、目的外使用、事業費の縮小等問題のあった事業については、必要な指導をするものとする。この場合、指導した内容及びその結果を

融資対象事業実施状況調査書に付記するものとする。

- 2 農林振興事務所等の長は、融資機関から提出された融資対象事業実施状況調査書又は事業実施状況等の調査の結果に基づき、利子補給承諾を決定した事業のうち問題のあったものについては、次により措置するものとする。
 - (1) 利子補給金の交付の打切りが必要と認めたものについては、融資機関に対しその旨を通知するとともに、措置入力票（電算様式第5号）を作成し、これに融資機関に対する打切り通知書及び融資対象事業実施状況調査書の写しを添付し、農林経済課長に報告するものとする。
 - (2) 既に交付した利子補給金の返還が必要と認めたものについては、前号に掲げる書類、その他必要な書類を添付して農林経済課長に報告するものとする。
- 3 農林経済課長は、第14の2の(2)の報告に基づき利子補給金の返還手続をするものとする。

第15 資金管理

- 1 融資機関は、貸出金の管理及び回収等債権の保全について善良な管理者としての注意を払うものとする。

返済不能、事業の廃止等利子補給の打切り対象となるべき事由が発生したときは、速やかに農林振興事務所等に報告するものとする。
- 2 借受者は、環境創造・安心ブランド資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、環境創造・安心ブランド資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。
- 3 融資機関は、借受者から約定外の償還（繰上償還）を受けたとき又は延滞金等が発生若しくは回収されたときは、特例移動報告書（電算様式第4号）を作成し、1月分を取りまとめ当該事実のあった月の翌月の5日までに農林振興事務所等に2部提出するものとする。
- 4 農林振興事務所等は、提出された特例移動報告書のうち1部を農林経済課に送付するものとする。

第16 利子補給承認条件の変更

- 1 融資機関は、資金の借受者から暴風雨、地震等の天災地変その他特別の事由により資金借入条件の変更の申し出があった場合において、実情を調査し、その事由が真にやむを得ないものであると認めたときは、利子補給承認条件変更申請書（電算様式第6号）を作成し、これに借受者の申出書（写し）を添付して、農林振興事務所等に2部提出するものとする。
- 2 農林振興事務所等は、利子補給承認条件変更申請書を受理したときは、現地調査及び市町の意見等により実情を把握し、条件変更の諾否の決定を行い、条件変更を行うことが適当と認めたものについては、利子補給条件変更承認書を融資機関に交付するとともに、基金協会に通知するものとする。
- 3 農林振興事務所等は、前項の規定により決定した結果を農林経済課に速やかに通知するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和2年12月18日から施行する。

別記第 1 号

環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金借入申込書

令和 年 月 日

- _____ 農業協同組合
 兵庫県信用農業協同組合連合会
 兵庫県信用漁業協同組合連合会
 兵庫県信用組合 _____ 支店
- } 御中

郵便番号 □□□-□□□□

住 所

電話番号 ()

フリガナ

氏 名

生年月日 [年 月 日 (歳)]

[法人等の場合は、名称及び代表者名]

環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金借入申込額等							
資金名	今回借入 申込金額 (千円)	資金用途	資金必要 年 月	償還期間		支払期日 年 回払い 月 日	償還方法 元金均等
				年 月まで	うち据置期間 年 月まで		
環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金							
担保 (有・無)	地目・種類	筆数・登記面積 規範(実面積)㎡		担保種類・ 順位	所有者名		
農業信用基金協会の保証の有無		有 ・ 無					
連帯 保証人	住所	氏名又は法人名			申込者 との関係	職業又は営業内容 (年収又は年商)	
	〒						
	TEL	年 月 日(歳)				(百万円)	
	〒						
TEL	年 月 日(歳)				(百万円)		
農業委員会意見欄							

(記入上の注意) 国民の祝休日と1月2日、1月3日、12月31日は払込期日としないでください。

別記第2号

環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金事業計画書（個人用）

- _____ 農業協同組合
 - 兵庫県信用農業協同組合連合会
 - 兵庫県信用漁業協同組合連合会
 - 兵庫県信用組合 _____ 支店
- } 御中

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(注) 金額単位は特に指示がない限り、円で記入してください（ただし、必要に応じ適切な単位を設定しても差し支えない）。

家族構成等					直近年の収支状況（特別の事情があるときは、直近年の前年を記入しても差し支えない。）			備考			
氏名 ※農業後継者は、氏名に○印を記入	続柄	年齢	農業従事日数	備考 (兼業の状況等)	区分	農業	農外	(注2)			
					収入A		(注1)				
					収入B						
					所得	(A-B)	①				
						合計	②				
雇用労働	常雇	人/年	臨時	人・日	農業所得割合 ①/②		%				
経営の概要（固定資産税台帳の写し等内容がわかるものを添付した場合は記入不要）											
経営規模 (a)	田		農用施設 (m ²)	倉庫		家畜 (頭羽)	乳牛			動力機具 (台)	耕耘機
	畑			畜舎			肉用牛		脱穀機		
	樹園地			堆肥舎			豚				
	採草放牧地			サイロ			ブロイラー				

(注1) 年金、祝金、生産調整助成金等は農外収入に含めること。

(注2) おおむね5年後の農業所得、労働時間及び農家総所得の目標を記入。

事業・資金・償還計画等					
事業計画	内容	資金の種類	数量・規模・能力	事業費	
			取扱要領第3の1又は2の別を記載		
資金計画	所要資金	資金調達			
		本資金	その他借入	補助	自己資金
償還財源等	年間償還金額 (注1:元本のみ)	償還財源			
		農業所得	参考(粗収入で記入)		
		米麦	果樹野菜	畜産物	
	(償還期間〇年)				
	備考	家計費 ()、租税公課 ()			
	元金の償還方法・時期(希望)	(記載例) 元金均等年賦、毎年12月20日			
	利息の支払方法・時期(希望)	(記載例) 年1回、12月			
最終償還期限	令和 年 月 日				
資産の状況(注2)			既往借入金残高		
土地	宅地	m ²	農業近代化資金		
	田	a	日本政策金融公庫資金		
	畑	a	農業改良資金		
	樹園地	a	(注3)		
	採草放牧地	m ²			
	山林その他	m ²			
建物	居宅	m ²			
		m ²	合計		
預貯金	千円	年間償還金額			

(注1) 今回の借入額を償還期間(据え置き期間を除く)で除した金額を記入する。

(注2) 固定資産税台帳等で把握可能であり、添付した場合は記入不要。

(注3) 資金の種類を問わず(当然、営農口座等による借入金を含む。)、資金の種類ごとに借入金をすべて(営農負債以外のものも含む。)記入する。

別記第3号

環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金事業計画書（法人、団体用）

- _____ 農業協同組合
 - 兵庫県信用農業協同組合連合会
 - 兵庫県信用漁業協同組合連合会
 - 兵庫県信用組合 _____ 支店
- } 御中

令和 年 月 日

住所

法人名
代表者

(注) 金額単位は特に指示がない限り、円で記入してください（ただし、必要に応じ適切な単位を設定しても差し支えない）。

法人の概要						農業所得割合					
設立年月		年 月		資本金		千円					
構成員氏名 <small>※連帯債務者は、氏名に○印を記入</small>	年齢	役職担当	法人従事 日 数	出資口数	その他・備考		農業に係る直 近年の 売上高 ①				
					○構成戸数 ()戸 ○常時雇用 ()人 ○臨時雇用 ()人		千円				
直近年の損益状況（特別の事情があるときは直近年の前年を記入しても差し支えない。）（注1）											
区分		営業			営業外						
利益・収益		A			B						
費用					C						
経常利益 A + (B - C)											
税引後当期利益											
備考	(注2)										
経営の概要（固定資産税台帳の写し等内容がわかるものを添付した場合は記入不要）											
経営規模 (a)	田		農用施設 (m ²)	倉庫		家畜 (頭羽)	乳牛		動力機 具 (台)	耕耘機	
	畑			畜舎			肉用牛			脱穀機	
	樹園地			堆肥舎			豚				
	採草牧 牧地			サイロ			プロイラー				
参考事項											

(注1) 業務報告書等で把握可能であり、添付をした場合は記入不要。

(注2) おおむね5年後の売上高、労働時間及び総売上高の目標を記入。

事業・資金・償還計画等							
事業計画	内容	資金の種類	数量・規模・能力		事業費		
資金計画	所要資金	資金調達					
		本資金	その他借入	補助	自己資金		
償還財源等	年間償還金額 (注1:元本のみ)	営業利益	参考(売上で記入)			税引き前当期利益	
			米麦	果樹 野菜	畜産物		
	(償還期間〇年)						
	元金の償還方法・時期(希望)	(記載例) 元金均等年賦、毎年6月1日など					
	利息の支払方法・時期(希望)	(記載例) 年1回、6月					
	最終償還期限	令和 年 月 日					
	資産の概要(業務報告書等で把握可能であり、添付した場合記入不要)						
項目	金額	主な勘定内訳					
流動資産		預貯金()、売掛金()、受取手形()、棚卸()					
固定資産		土地()、建物()					
繰延資産							
資産合計							
流動負債		短期借入金()、買掛金()、支払手形()					
固定負債		長期借入金()					
資本		資本金()、法定準備金()、乗除金()					
保証債務							

(注) 今回の借入額を償還期間(据え置き期間を除く)で除した金額を記入する。

安全管理の推進にかかる申出書

様

住 所

氏 名

環境創造型農業推進・ひょうご安心ブランド支援資金を申請するにあたり、下記の事業が安全管理の推進にかかることを申出ます。

記

事業の内容	理 由

「ひょうご安心ブランド農産物生産マニュアル」に即した生産を行うための設備、機器等の場合はその旨も記載